

三次市教育委員会告示第 号

三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年5月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約の一部を改正する告示

三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約（平成16年三次市教育委員会告示第40号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 調査員の会議での内容及び決定された事項については口外してはならない。

附 則

この告示は、平成26年5月 日から施行する。